

## 1. 試験問題としての複製の許容

試験問題を作成する場合、他の小説や論文等の著作物を利用することがありますが、このような著作物の利用については、著作権法第36条の規定により、入学試験など人の学識・技能に関する試験・検定のため、その問題として公表された著作物を必要と認められる限度において複製することができることとなっています。

本条における試験としては、入学試験などの学力評価試験、入社試験、種々の技能検定など多様なものがあります。

また、学校等の教育機関における定期考査については本条でも解釈可能であるとともに、授業の過程における試験実施と考えれば法第35条の教育機関における複製として許容されることも考えられます。

本条により試験問題として複製する場合、法第43条第2号の規定により翻訳することが可能です。つまり、外国の作品を翻訳して試験問題として利用することもできるのです。

また、法第48条第1項第3号の規定により出所明示する必要がありますので、著作者名や書籍名などを明らかにしておきましょう。ただし、出典を問うような問題の場合は、事柄の性格上、明示する必要はないでしょう。